

府中市行財政改革推進プラン(平成30年度～平成33年度)(案)に対するパブリックコメント手続の実施結果

1 募集期間 : 平成29年11月27日(月)から12月26日(火)まで

2 意見件数 : 2件(提出者・1名、提出方法・電子メール)

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

No	件名	意見の概要	市の考え方
1	歳入確保の一環としての債権管理の強化	<p>行財政改革推進プランの「取組11 歳入確保への積極的な取組」の項目をみますと、税収入確保策には言及しているものの、税収入以外の、市営住宅家賃、学童クラブ利用料、生活資金貸付金、奨学資金等の一般債権の徴収確保につき言及がなく、失礼ながら、「債権管理」という視点が抜けているのかなと思われます。適切に債権管理を行い、徴収すべきものはきちんと徴収し、一括返済が困難であっても、分納が可能な場合は、「履行期限の延長」の一種である「分納合意」などにより、歳入を確保すべきです。他方、徴収不能な場合、あるいは、住民福祉などの観点から、むしろ徴収すべきでない場合は、債権放棄等をする必要がありますが、これについても、法令の手続と要件に従って適法に行い、議会や住民から批判されないようにする必要があります。そのためには、「債権管理条例」を整備し、その条例も駆使して、日常の適切な債権管理、特に、督促、分納合意、訴訟等を着実に実施して行く必要があります。</p>	<p>本市では、各種利用料や貸付金などの債権につきまして、各事務を担当する部署において適切に管理するとともに、必要があると判断した場合には個別に条例の制定にも取り組んでおりますので、現在のところ、一括した債権管理に係る条例を制定する予定はございません。ただし、近年は未収金対策の強化を図るため、これまで以上に積極的に債権管理に係る取組を行う自治体も増えてきておりますので、これら先進自治体の動向を注視し、より効果的な債権管理方法の研究等に努めてまいります。</p>
2	犯罪被害者対応の充実	<p>犯罪被害者対応については、現在パブリックコメント実施中のどの計画にも言及がありませんが、とても重要なことですので、市政にとって最も根本的な部分を扱う計画である、「行財政改革推進プラン」に対する意見として申し述べることに致しました。犯罪被害者というものは、何をどうしたらいいか、まずどこへ相談したらいいか、相談していいのか悪いのかすら分からず、困惑するのが通常です。特に、性被害やストーカー、DV被害に遭った人の場合には、適切な医療機関の斡旋、住民票の移転の手続、その移転後の住民票や戸籍附票の交付の制限、夫等との共同生活が不可能になったことに伴う生活保護申請、転居先での児童手当・児童扶養手当の申請、夫等に隠して治療を受ける必要から健康保険を使わずに治療を受けるため、被害者自身が新たに健康保険に加入して治療を受ける手続など、早急に済ませる必要のある事項があり、そうした手続は、市役所内の多くの関係部署にまたがるのが通常ですから、自治体職員としては、犯罪被害者の第一次的相談機関となり、役所内部でできる諸手続を進める一方、必要があれば、他の関係機関につなぐという役割が期待されているのです。府中市は、古代から「武蔵」の国の首都であり、甲州街道の要衝として、今日でも多摩地区の中心地ですので、まずは、府中市に、犯罪被害者相談・ケアの窓口を設けていただきたいと思えます。府中市における被害者支援策が進むことで、現在は都内に1箇所しかない公益社団法人被害者支援都民センターの多摩地区における拠点を府中市に誘致することも可能になると思えます。</p>	<p>犯罪被害者への対応については、行財政改革推進プランの所掌範囲ではありませんが、本市では、犯罪被害者の第一次的相談機関としての窓口を地域安全対策課に設け、相談者に寄り添った支援を実施しております。なお、本市では、犯罪被害者が抱える課題に合わせ、それぞれ専門の相談窓口を設けておりますが、(例 女性相談、法律相談 等)どの窓口で相談を受けても円滑な支援が可能となるよう、関係部署による会議を開催し、支援に関する情報の共有を図り、庁内で連携した支援を実施しているほか、府中警察署等の関係団体とも情報交換を行っております。</p>